

2026年7月10日

各位

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当組合の取引先である株式会社全東信が、2026年7月6日付けで大阪地方裁判所に自己破産を申請し、同日破産手続の開始決定を受けたことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 商号 | 株式会社 全東信 |
| (2) 所在地 | 大阪府大阪市中央区島之内 1-14-14 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 高山 萬保 |
| (4) 資本金 | 4,500 百万円 |
| (5) 事業の内容 | クレジットカード決済代行業 |

2. 当該取引先に対する債権の種類と金額

- | | |
|----------|---|
| (1) 貸出金額 | 2,000百万円 ※2026年7月10日現在
(担保・引当金等により保全されていない金額 1,390百万円) |
|----------|---|

3. 今後の見通し

上記債権額のうち、担保・引当金等により保全されていない部分 1,390 百万円につきましては、2027年3月期第2四半期（2026年9月期）に全額引当等の処理を実施いたします。

なお、2026年度（2027年3月期）の決算におきましては、5,000 百万円前後の経常利益を見込んでおり、引当等の原資の確保には問題ありません。

また、2026年3月期における当組合の自己資本額 40,112 百万円の十分な範囲内であり、また、出資金及び資本準備金、一般貸倒引当金を除いた利益剰余金 26,664 百万円の範囲内であることから経営の健全性・安全性を十分に保っております。

以上